

保育園には薬剤を専門に管理する職員がおりません。与薬件数が増えるに伴い、誤与薬の可能性も高まります。通園中にどうしても与薬が必要な薬を除き、家庭で対応できる与薬回数・与薬時間のご配慮をいただきたく、ご協力をお願いいたします。この八千代市与薬指示書は、令和6年度保育園等健康支援検討委員会において討議・作成されました。

下記の園児について当院で加療中ですが、登園可能と判断しました。登園の際は、保護者に代わり与薬をお願いします。

(※は保護者記入)

薬の処方内容・指示（該当するものに○等をご記入ください）

【保育園での与薬時間】 食前 ・ 食後 ・ その他（ ）

【今回の処方期間】 年 月 日～ 年 月 日まで

【長期（1か月以上）の処方】 年 月 日～ 年 月 日まで

※長期の場合、年度切り替え

印